

▶ 科目等履修生

出願書類

各種証明書はすべて**1年以内(発行日～本学到着日)に発行された原本**を用意してください。

選考上の必要に応じて下表に記載されていない書類を請求する場合もあります。

提出された書類の複写もしくは返却には応じられませんのでご了承ください。

卒業証明書 (または在学証明書)※	●	大学または短期大学のもの(大学院修了者も、大学の卒業証明書を提出してください。) 高等学校卒業の方は、高等学校の卒業証明書を提出してください。 ※他の大学院・大学・短期大学に在学中の方は、在学証明書を提出してください。
改姓、改名を証明する書類	▲	証明書に記載の氏名と、現在の氏名が異なる場合 新旧氏名記載の書類(戸籍抄本など)

▲印の書類は該当する場合のみ提出してください。

注：本学再入学者も該当する全ての出願書類の提出が必要です。

(本学通信教育課程卒業者で出願書類が一切不要となる方は、お手数ですが本学入学担当までご一報ください。)

注：外国籍および日本語を母語としない方は028ページを参照してください。

注：胸部レントゲン(X線)検査を過去1年以内に実施していない方は、ご自身で受診の上、検査結果の診断書(原本)の提出が必要です。

注：障害者手帳を取得されている方は、ご自身の氏名および障がいの状況が確認できるページのコピーを提出してください。

募集・出願

学習方法

(1年次)
正科生
入学

(2年次)
正科生
編入生

(3年次)
正科生
編入生

課程
正科
履修生

教員免許状取得に
必要な項目

科目等

認定通信生

特修生

Q
&
A

問合せ先
諸規程等

▶ 出願における留意事項

〔二重学籍の禁止〕

次の事項の該当者は、本学通信教育課程へ正規の学生(正科生、正科・課程履修生)として入学することができません。万一、入学後に二重学籍が発覚した場合は、除籍処分となり、修得した単位は無効となります。

- 【1】学校教育法に定める義務教育学校・中学校・中等教育学校・高等学校・短期大学・大学・大学院に正規の学生として在学、休学中の方
- 【2】学校教育法に定める専修学校専門課程・一般課程(専門学校)に在学、休学中の方
- 【3】文部科学大臣の指定する教員養成機関などに在籍中の方
- 【4】本学通学課程(学部)および通信教育課程(学部・大学院)に在学中の方

〔大学等在学者の出願について〕

本学以外の短期大学・大学・大学院に正規の学生として在学中の方は、本学通信教育課程の科目等履修生、認定通信生として入学することが可能です。在学する大学の学則等で抵触するか(二重学籍に当たるかどうか)は各自で確認をしてください。なお、本学通学課程の在学者は、本学通信教育課程に入学することは、いかなる場合もできません(大学院在学者を除く)。

〔合理的配慮を希望する方へ〕

心身の障害や疾病等により就学上の合理的配慮を希望される方は、ウェブサイト上のフォームより事前面談をお申し込みください。

面談後に正式に配慮申請いただき、本学にて対応可能な範囲・内容を検討の上、配慮決定通知を送付します。

※配慮申請から回答までに1か月程度を要します。

※申請通りの配慮決定とならない場合があります。

※入学後に配慮申請される場合も同様の流れとなります。

【フォーム掲載場所】

明星大学通信教育課程ウェブサイト>入学希望の方へ>募集概要>その他出願に関する注意事項>合理的配慮を希望する方へ

〔海外の大学・短期大学を卒業した日本国籍および外国籍者の出願について〕

海外の大学・短期大学を卒業された方は、出願前に編入学の資格審査を行います。編入学資格の有無により、入学コースを決定しますので、出願を希望する各出願期の**出願締切日の4週間前**までに本学入学担当に以下の書類を提出してください。

①卒業証明書(原則、原本。発行できない場合は、卒業証書のコピー) ②成績証明書(原本)

③審査結果返信用切手430円分

※各証明書は、日本語もしくは英語の証明書(原本)を提出してください。これ以外の言語で記述されている場合には、公的機関(大使館・領事館等)で証明された日本語訳文も添付してください。

※提出書類に記載の氏名と、現在の氏名が異なる場合は、改姓、改名を証明する書類(戸籍抄本など)を提出してください。

〔外国籍および日本語を母語としない方の出願について〕

本学の学修活動は全て日本語で実施するため、学修を円滑に進めるための日本語能力が必要です。

外国籍の方および日本語を母語としない方は、以下の条件を満たす場合に出願可能です。

■出願条件

【1】以下のいずれかの要件を満たしていること

- ・日本留学試験 受験科目: 日本語(記述問題を含む)200点以上
- ・日本語能力試験 N2以上

【2】外国籍の場合、「出入国管理及び難民認定法」に基づき、入学および在学に支障のない在留資格を有すること

※本学の通信教育課程の学生として「留学」の在留資格は取得できません。

■提出書類

入学を希望する各入学コースの出願に必要な証明書類に加え、【1】の条件を満たすことを証明する以下の書類のいずれかを提出してください。

- ・「日本留学試験」の成績通知書のコピー
- ・「日本語能力試験」の成績証明書の原本

※日本国内の高等学校、短期大学、大学、大学院、専修学校専門課程を卒業(見込み)の方は提出の必要はありません。ただし前述の教育機関を退学されている方は提出が必要です。